

創造的 事業活動 支援制度

アイデア事業 応援します

蒲郡市では、先進的・独創的な技術やノウハウを研究開発し、それを事業化していく中小企業者を支援するため、創造的事業活動支援制度を創設しました。

研究開発費や試作費用、公的制度融資の利子や信用保証料、用地・施設の賃借料の補助のほか、市有地に適地があればあっせんしたり、蒲郡情報ネットワークセンターを活用することもできます。

新しいアイデアや従来技術を発展・効率化させるものなど先進的・独創的な技術やノウハウをお考えの方は、ぜひ、ご利用ください。この制度は平成 19 年 3 月 31 日までです。

創造的事業活動支援制度の概要

対象者	市内在住で、市内に事業所のある個人 市内に事業所があり、市内で事業活動をしている会社、組合 新規創業者は、研究開発事業開始時に か に該当すること いずれも市税は完納が条件です。
補助対象 事業費 (うち 2 項目)	1 新製品、新技術などの技術研究または試作に必要な次の経費（総額 50 万円以上） 原材料、機械装置、工具器具の購入費、外注加工費、人件費など (事業開始年度とその翌年度までの経費で、既に取得しているものは除く。)
	2 ア 公的制度融資の利子（融資実行日から 12 カ月間） イ 公的制度融資の信用保証料（融資額 5 000 万円以下で初回の保証料のみ）
	3 技術研究開発に必要な施設の賃借料（事業開始月から 24 カ月間）
補助金額	補助対象事業費の 45 % 補助金の限度額は、技術研究費が 90 万円まで。利子と信用保証料と賃借料がそれぞれ 45 万円までです。

詳しくは
こちらへ

商工観光課

66
1
1
1
8

